

○厚生労働省令第百二十九号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十条の五の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年十一月三十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p> 第一節 (略)</p> <p> 第二節 再生医療等提供計画(第二十七条―第三十一条の二)</p> <p> 第三節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(再生医療等に関する情報の公表)</p> <p>第三十一条の二 厚生労働大臣は、再生医療等提供機関が提供する再生医療等に係る次の各号に掲げる事項(第五条第三項の規定による届出があった場合には、当該各号に掲げる事項であつて当該届出に係る変更後のもの)をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表するものとする。</p> <p>一 再生医療等提供機関の名称及び住所並びに管理者の氏名</p> <p>二 提供する再生医療等(研究として行われる場合にあつては、その旨を含む。)及び再生医療等の区分</p> <p>三 再生医療等提供計画に記載された認定再生医療等委員会の名称</p> <p>四 再生医療等を受ける者に対する説明文書及び同意文書の様式</p> <p>五 法第二十二条又は第二十三条の規定による命令(提供機関管理者が法第四条第一項の規定による提出を行うことなく他の再生医療等を提供した場合に行うものを含む。)をした場合にあつては、その内容</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一章 (略)</p> <p>第二章 (略)</p> <p> 第一節 (略)</p> <p> 第二節 再生医療等提供計画(第二十七条―第三十一条)</p> <p> 第三節 (略)</p> <p>第三章～第六章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。